

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）</p> <p>VI－1 業務の適切性（保険媒介業務）</p> <p>VI－1－1 保険媒介業務管理態勢</p> <p>VI－1－1－2 保険契約の締結の媒介上の留意点</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者（仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号に規定する二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う保険媒介業者をいう。以下、VI－1－1－2 (3) において同じ。）は、<u>金融サービス提供法第 2 条第 1 項に基づく顧客等に対する誠実公正義務の趣旨も踏まえ、顧客の最善の利益を勘案しつつ、適切な比較推奨販売（仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号に規定する保険契約への加入の提案をいう。以下、同じ。）を行わなければならない。</u></p> <p>このため、以下の点に留意しつつ、<u>金融サービス提供法第 25 条第 1 項（仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 2 号）に基づき、あらかじめ顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方保険会社等の商号等を明らかにした上で、準用保険業法第 294 条第 1 項（仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号）に基づき、保険契約の内容、その他保険契約者等の参考となるべき情報を提供し、わかりやすく説明しているかを確認するものとする。</u></p> <p><u>また、当該保険媒介業者の健全かつ適切な業務運営を確保するための措置が講じられているかを確認するものとする。</u></p> <p>① 比較推奨販売の方法</p>	<p>VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）</p> <p>VI－1 業務の適切性（保険媒介業務）</p> <p>VI－1－1 保険媒介業務管理態勢</p> <p>VI－1－1－2 保険契約の締結の媒介上の留意点</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者（仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号に規定する二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う保険媒介業者をいう。以下、VI－1－1－2 (3) において同じ。）においては、<u>以下の点に留意しつつ、仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 4 号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。</u></p> <p>① <u>二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>イ. 複数の保険契約の契約内容を比較して説明する場合（比較説明）の情報提供義務（準用保険業法第300条第1項第6号、VI-1-1-2（10）②参照）</u></p> <p><u>二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者が取り扱う複数の保険契約の契約内容を比較して説明する場合には、仲介業者等府令第56条第1項第4号イの規定の趣旨を踏まえた上で、保険媒介業務の実務や業務形態等に応じて、以下の事項を遵守しているか。</u></p> <p><u>(イ) 複数の保険契約の契約内容を比較する場合には、比較する事項やその内容を適切に説明しているか。</u></p> <p><u>(ロ) 顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示しているか。</u></p> <p><u>(ハ) 特定の保険契約の優位性を示すために他の保険契約と比較を行う場合には、当該他の保険契約についても、その全体像や商品特性を顧客に対して正確に示すとともに自らが勧める保険契約の優位性の根拠を説明しているか。</u></p> <p><u>ロ. 二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿って保険契約を選別し、提示・推奨する場合（推奨販売）の情報提供義務</u></p> <p><u>二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者が二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿って保険契約を選別することにより、保険契約を提示・推奨しようとする場合には、仲介業者等府令第56条第1項第4号ロの規定の趣旨を踏まえた上で、保険媒介業務の実務や業務形態等に応じて、以下の事項を遵守しているか。</u></p>	<p><u>介業者が取り扱う商品の中から、顧客の意向に沿った比較可能な商品（保険媒介業者の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>また、顧客の意向に沿って保険契約を選別する場合には、事前に商品特性や保険料水準などの顧客が重視する事項を丁寧かつ明確に確認する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(イ) 二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者が二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿って保険契約を選別し、一又は二以上の保険契約を提示・推奨する場合には、当該提示・推奨する保険契約の概要及び顧客の求めに応じて契約内容並びに当該提示・推奨する基準や理由等を説明しているか。</u></p> <p><u>特に、顧客の意向に沿って選別した保険契約の中から、商品特性等により、特定の保険契約を推奨する場合には、顧客の最善の利益を勘案したものとして、当該保険媒介業者の都合によることなく、合理的かつ一定の具体性を有する基準や理由等を説明しているか。その場合、推奨する特定の保険契約以外の保険契約もある旨及び顧客の求めに応じて、それらの保険契約の概要又は契約内容を説明する旨を説明しているか。</u></p> <p><u>(注 1) 保険契約を提示・推奨する基準や理由等について、合理的かつ一定の具体性を有する説明をしているように装いながら、実質的には、例えば、二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者が受け取る手数料水準の高さや当該保険媒介業者への便宜供与等の実績など、当該保険媒介業者の都合による保険契約の選別や提示・推奨を行うことのないよう留意する。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(注2) 提示・推奨する本来の基準や理由等を告げない行為、提示・推奨する基準や理由等が複数ある場合に主たるものをつけず、他の基準や理由等を告げる行為を行うことのないよう留意する。(口)顧客の意向が不明確な場合であっても、保険契約の選別に当たっては、例えば、顧客が特に重視すると考えられる事項を例示するなど、可能な限り顧客の意向を把握した上で、上記(イ)に基づき対応しているか。</p> <p>(注3) 顧客が特に重視すると考えられる事項を例示するに当たっては、顧客の意向を顧みず営業上の理由から恣意的に特定の保険契約へ誘導することのないよう留意する。なお、恣意的に特定の保険契約へ誘導するその行為が、内容や態様等によっては、準用保険業法第300条第1項第1号及び第6号に抵触するおそれがあることに留意する。</p> <p>② 比較推奨販売に係る体制整備関係</p> <p>比較推奨販売を適切に行うための措置について、以下のような点を含めて、金融サービス提供法第26条の規定の趣旨を踏まえた上で、二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者自身の規模や業務特性を踏まえつつ、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。また、確認・検証に当たっては、当該保険媒介業者に対する便宜供与(VI-1-4-1-3(1)(2)や当該保険媒介業者に対する出向(VI-1-4-1-3(1)(3))により、顧客の適切な商品選択の機会を阻害していないか否かも含めて</p>	<p>② 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者の判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。</p> <p>(注1) 形式的には商品の推奨理由を客観的に説明しているように装いながら、実質的には、例えば保険媒介業者の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞込み</p>

改 正 案	現 行
<p>確認する必要があることに留意する。</p> <p>イ. 上記①における提示・推奨する基準や理由等について、社内規則等に規定しているか。</p> <p>ロ. 上記イ. の社内規則等を踏まえた、適切な比較推奨販売を行いうための教育・管理・指導を実施しているか。</p> <p>ハ. 比較推奨販売の適切性等の確認・検証に必要となる記録や証跡等の保存期間等を社内規則等にて定めた上で、比較推奨販売の適切性に関して、効率的かつ効果的に確認・検証しているか。</p> <p>(注) 証跡等の保存に当たっては、顧客保護等（VI-1-2）の規定も踏まえつつ、顧客の意向や属性に応じた比較推奨販売に係る説明が適切に行われているか確認・検証できるものであること。</p> <p>二. 上記ハ. における確認・検証結果を踏まえ、必要に応じて比較推奨販売方法の見直しや改善を行っているか。</p> <p>[(4) ~ (16) 略]</p>	<p>や提示・推奨を行うことのないよう留意する。</p> <p>(注2) 例えば、自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示す必要がある点に留意する（準用保険業法第300条第1項第6号、VI-1-1-2（10）②参照）。</p> <p>③ 上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社等との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。</p> <p>(注) 各保険会社等間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社等との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。</p> <p>④ 上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険媒介業者の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めた上で、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。</p> <p>[(4) ~ (16) 同左]</p>